



岡山県飲食店等 一時支援金

給付金 (一事業者一回限り)

法人

40万円

個人事業者

20万円

給付対象

次の①から⑥のいずれにも該当する事業者で、県内に主たる事業所を有する事業者で

- ① 国の一時支援金を受給していない 及び今後も受給する予定がないこと
- ② 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ③ 外出機会の減少による影響を受けた次のいずれかに該当するもの
 - ア) 飲食店
 - イ) アの飲食店と直接・間接の取引がある事業者
 - ウ) 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
 - エ) ウの事業者と直接の取引がある事業者
- ④ 令和元年比又は令和2年比で、令和3年の1月、2月又は3月の売上が30%以上減少していること
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- ⑥ 今後も事業を継続する意思があること

裏面の
対象事業者の
考え方を
ご覧ください

【事前確認の受付期間】

事前確認 2021年 4/19(月)～6/30(水)

※当日消印有効

※県の申請受付は4/26(月)～になります。

申請方法について

申請の流れ

確認機関での事前確認

県への申請

- ① 飲食店等一時支援金ホームページから様式、記載要領等をダウンロード
- ② 下記の書類を準備
 - ・事前確認用チェックリスト
 - ・売上減少・該当要件申告書 (確定申告書・売上台帳等写しを添付)
- ③ 確認機関に②の書類を提出
- ④ 確認機関による該当要件の確認
確認通知書発行
- ⑤ 下記の書類を添付して申請
 - ・確認通知書
 - ・交付申請書兼実績報告書
 - ・誓約書
 - ・振込先口座を確認できる通帳写し
 - ・個人事業者の場合は免許証等、本人確認書類
※電子申請が便利です

専用HPに申請書データ、記入要領、必要書類等について記載しています。手続きの詳細はHPでご確認ください。

[https:// www.pref.okayama.jp/page/706829.html](https://www.pref.okayama.jp/page/706829.html)



事前確認の提出先

確認機関 (商工会、商工会議所、中小企業団体中央会) が提出先となります。
提出方法は郵送のみです。

岡山県 一時支援金 検索

申請書類は、電子申請又は郵送で受付します

郵送先

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36

岡山県飲食店等一時支援金受付係

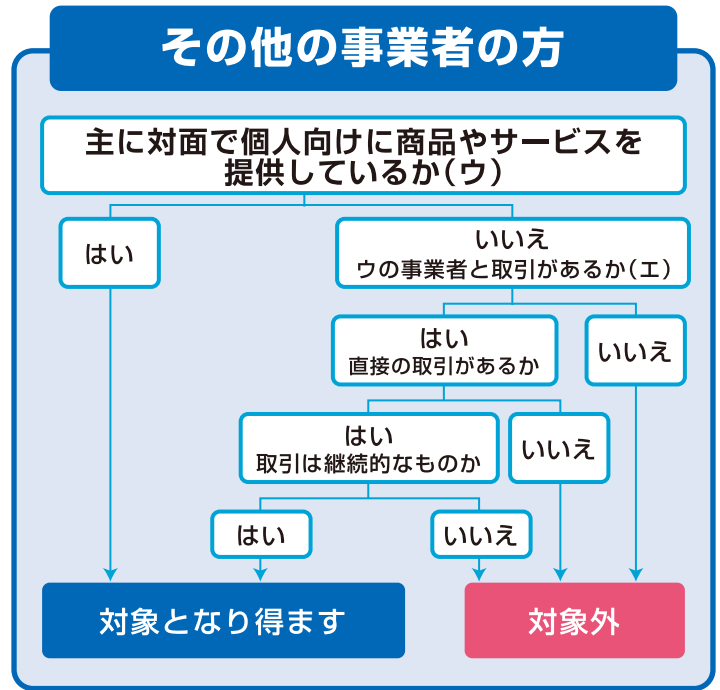
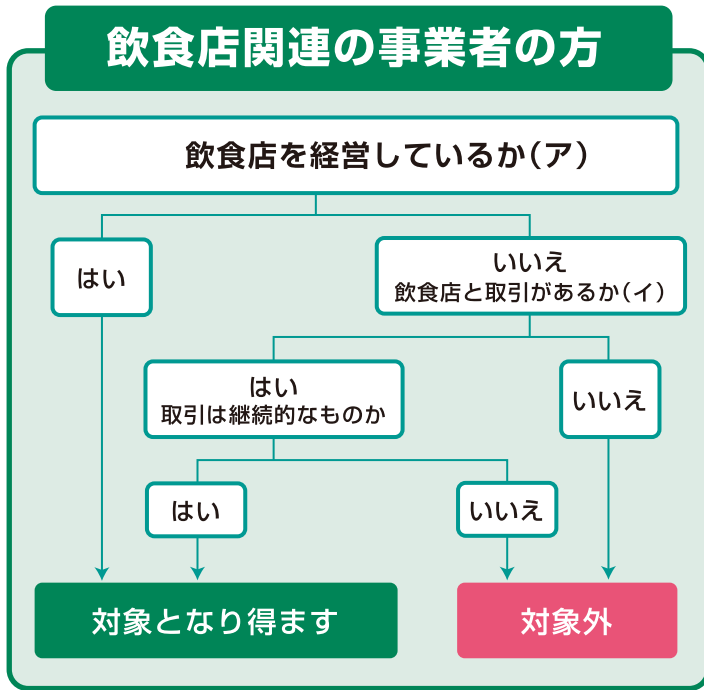
お問い合わせ



086-226-7972

受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

外出機会の減少による 影響を受けた事業者の考え方



対象となり得る事業者の例

